第六条　並行して行われる申立て又は請求

和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、第四条の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができる。

第七条　他の法令又は条約

この条約は、和解合意が援用される締約国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が当該和解合意を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

第八条　留保

1　締約国は、次のことを宣言することができる。

(a)　当該締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、その宣言に明示する限度において、この条約を適用しないこと。

(b)　和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること。

2　この条において明示的に認められた留保を除くほか、いかなる留保も認められない。

3　締約国は、いつでも留保を付することができる。署名の時に付された留保は、批准、受諾又は承認の時に確認されなければならない。当該留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこの条約への加入の時又は第十三条の規定に基づいて行われた宣言の時に付された留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約が自国について効力を生じた後に締約国が寄託する留保は、当該留保が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

4　留保及びその確認は、寄託者に寄託する。

5　この条約に基づく留保を付した締約国は、当該留保をいつでも撤回することができる。その撤回は、寄託者に寄託され、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第九条　和解合意への効力

この条約及び留保又はその撤回は、関係する締約国についてこの条約、当該留保又は当該撤回が効力を生じた日の後に締結された和解合意についてのみ適用する。

第十条　寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第十一条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、二千十九年八月七日にシンガポールにおいて、その後はニューヨークにある国際連合本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3　この条約は、署名のために開放した日から、署名国でない全ての国による加入のために開放しておく。

4　批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十二条　地域的な経済統合のための機関による参加

1　主権国家で構成され、かつ、この条約が規律する特定の事項について権限を有する地域的な経済統合のための機関は、同様に、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入することができる。この場合において、地域的な経済統合のための機関は、この条約が規律する事項について権限を有する限度において、締約国の権利及び義務を有するものとする。この条約において締約国の数が関係する場合には、地域的な経済統合のための機関は、締約国であるその構成国に追加して締約国として数えてはならない。

2　地域的な経済統合のための機関は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対し、この条約が規律する事項であってその構成国により当該機関に権限が委譲されたものを明示する宣言を行う。地域的な経済統合のための機関は、この2の規定に基づく宣言に明示された権限の配分についてのいかなる変更（権限の新たな委譲を含む。）も、寄託者に速やかに通告する。

3　この条約において「締約国」又は「国」というときは、文脈により、地域的な経済統合のための機関についても同様に適用する。

4　この条約は、次のいずれかの場合には、地域的な経済統合のための機関の規則（その採択又は効力発生がこの条約の前であるか後であるかを問わない。）であってこの条約と抵触するものに優先しない。

(a)　第四条の規定に基づき当該機関の構成国であるいずれかの国において救済が求められており、かつ、第一条1の規定に関連する全ての国が当該機関の構成国である場合

(b)　当該機関の構成国間における判決の承認又は執行に関する場合

第十三条　不統一な法制

1　締約国は、この条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができる。

2　1に規定する宣言は、寄託者に通告するものとし、この条約が適用される地域を明示する。

3　締約国がこの条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、次のとおりとする。

(a)　国の「法令」又は「手続規則」というときは、状況に応じ、関連する地域において効力を有する法令又は手続規則をいうものとする。

(b)　国における「営業所」というときは、状況に応じ、関連する地域における営業所をいうものとする。

(c)　国の「権限のある機関」というときは、状況に応じ、関連する地域の権限のある機関をいうものとする。

4　締約国が1に規定する宣言を行わない場合には、この条約は、当該締約国の全ての地域について適用する。